

事故発生防止のための指針

社会福祉法人 芳越会
介護老人保健施 リブイン・クローバー

1. 事故発生防止に関する基本的な考え方

当施設は、質の高いサービスを提供するために、提供するサービスに対して常に改善を行い、事故防止に努めます。また、事故が発生した場合に、速やかに適切な対応が行えるよう研修（訓練）を実施し、必要な知識の習得に努めます。

2. 事故防止委員会そのほか施設内の組織に関する事項

当施設では、介護事故発生の防止等に取り組むにあたって「事故防止委員会」を設置します。

① 設置の目的

施設内での事故を未然に防止すると共に、発生した事故に対しては、その後の経過対応が速やかに行われ、入居者に最善の対応を提供することを目的とします。

② 事故防止委員会の構成委員

- ・管理者（責任者）
- ・リスクマネジメント研修者（担当者）
- ・介護支援専門員
- ・主任看護師
- ・主任介護士
- ・その他必要に応じ委員を指名する。

③ 事故防止委員会の開催

1か月に1回開催し、介護事故発生の未然防止、再発防止等の検討を行います。

事故発生時必要な際は、隨時委員会を開催します。

④ 事故防止委員会の役割

マニュアル、事故・ヒヤリハット報告書等の整備

介護事故防止等未然防止のため、マニュアルを作成し、定期的に見直し、必要に応じて更新する。事故、ヒヤリハット報告書等の様式についても作成し、定期的に見直し、必要に応じて更新します。

1)事故・ヒヤリハット報告の文責及び再発防止等の検討

2)事故・ヒヤリハット報告を分析し、事項防止のための再発防止を検討します。

3)再発防止策の周知徹底

2)によって検討された再発防止策を実施するため、職員に対して周知徹底を図ります。

3. 介護事故防止のための職員研修(訓練)に関する基本方針

事故発生防止委員会を中心として事故発生防止のための職員への研修(訓練)を、以下のとおり実施します。

① 定期的な研修(訓練)の実施(年1回以上)

② 新任職員への研修 (法人新人研修のカリキュラム)

③ その他必要な研修(訓練)の実施

④ 実施した研修(訓練)についての実施内容(資料)及び出席者の記録と保管

4. 事故・ヒヤリハットの報告方法及びその文責を通じた再発防止策の職員への周知

報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、介護事故防止等について施設全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるためのものであり、決して職員の懲罰を目的としたものでないことに留意します。

① 報告手順の確立

事故・ヒヤリハットの報告書の様式を作成し、報告手順を確立します。

職員は、介護事故等の発生ごとにその状況、背景等を記録し、報告書により報告します。

介護事故が発生した場合は、定められた手順の通り速やかに対応します。

5. 介護事故が発生した場合は、定められた手順の通り速やかに対応します。

「事故発生時の報告、連絡フロー図」「事故発生時における対応フロー」

6. 介護事故対応等に係る苦情解決方法

① 介護事故対応に係る苦情相談については、苦情受付担当者は受けつけた内容を管理者に報告します。

② 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取り扱いに留意し、相談者に不利益が生じないように細心の注意を払って対処します。

7. 当指針の閲覧について

当指針は、入居者及び家族がいつでも施設内にて閲覧ができるようにするとともに、ホームページに公表します。

付則

2021年11月1日より施行します。